

イエメン民主化の10年

松本 弘

はじめに

- I 民主化に関わる政治制度と政治状況
 - II イエメンの民主化に関わる既存の評価
 - III 政党制の位置づけ
- おわりに

はじめに

筆者は1997年の既発表論文において、90年南北イエメン統一を契機とするイエメン共和国の民主化に関わる考察および評価を行なった〔松本1997〕。そこでは、統一前のイエメン民主主義人民共和国(南イエメン)とイエメン・アラブ共和国(北イエメン)それぞれの政治制度や、普通選挙や複数政党制の導入による統一国家の選挙制度や政党などの制度、93年第1回総選挙と97年第2回総選挙の結果および政治状況などを論じた。

これらの内容は、1997年までを対象としたものであったが、イエメンにおいては99年に初の大統領直接選挙、2001年に初の地方選挙、2003年に第3回総選挙が実施され、その間の2000年には地方自治法の成立・公布が、2001年には憲法改正のための国民投票が行なわれた。イエメンの民主化事例では、上記論文の内容にとどまらず、その後も政治制度の改変が続いている。

加えて、97年の総選挙を境として、統一イエメンの政治状況は混乱期から安定期に大きく変化したと考えられる。

このため、本稿は上記論文に続くものとして、民主化に関わる1997年以降の展開を解説し、イエメンにおける民主化事例に対し、もう一度全体的な評価を試みるものである。既述のように、イエメンの民主化は90年から始まり、本年(2005年)で15年を経過する。しかし、本稿においては特に93、97、2003年の3回の総選挙を重視し、その10年間に表れた選挙結果や政治状況の変化を分析することにより、民主化への評価を論じることとする。

イエメンの民主化に対しては、後述する多様な評価がこれまでに存在し、評価のための視点の設定や作業には多大な困難が伴う。そして、そのような評価の難しさは、イエメンの事例にとどまらず、他の途上国における諸事例にも共通するものと考えられる。それゆえ、イエメンの事例に関わる分析・考察を通して、途上国一般の民主化事例に共通する視点や問題点を指摘し、他の事例と比較し得る民主化への評価の可能性を探ることも、本稿の目的としたい。けれども、個別事例を対象とした細かな分析や考察は、ともすれば対象に関わる特殊性の指摘に傾き、実際には他の事例との比較をより困難とし

ていく。そのような乖離を避けるためには、個別事例の内容を他の事例との比較に引き寄せするような枠組みを設ける必要がある。本稿では、「政党制」に関わる議論をその枠組みとして用いたい。無論、政党が認められていない国もあるが、政党が存在する国々に限れば、本稿におけるイエメンの政党制に関わる議論や評価を、他の民主化事例と比較することも可能となるのではないかと考えた。イエメンの民主化に関わる解説とその政党制への評価を以下に論じることによって、この作業を試みたい。

I 民主化に関わる政治制度と政治状況

1. 統一から1997年総選挙まで：混乱期

まず、これからの議論のために、1997年までの展開を簡単にまとめておく。90年5月22日、南北イエメンは統合を発表し、イエメン共和国が成立した。統一以前の南イエメンは中東で唯一マルクス・レーニン主義を標榜する共産主義国家であり、イエメン社会党(YSP)の党独裁下でソ連型の国家体制を続けていた。北イエメンでは政党が禁止されていたが、国民全体会議(GPC)が唯一の公認政治団体として存在し、その大政翼賛的な性格をもって、実質的に単独支配政党の役割を果たしていた。冷戦構造崩壊に伴う北イエメン主導の統一においては、統一が実現する絶対条件としての「対等合併」が強調され、実際にそれを基本とする政治体制が形成された。

第1回議会

統一に際し、1990年アデンで開催された第1回議会(majlis al-nuwwab: 北の議会議員159名と南の最高人民会議議員111名に任命議員31名を加え

た301名)は、1981年に南北イエメン統一憲法合同委員会(1977年国境衝突の停戦合意であるクウェート協定に基づき設置)が作成した憲法案を、そのまま統一国家の憲法として承認した。同時に議会および政府は、その第39条に規定されていた「団体結成の自由」を複数政党制の承認と解釈し、その導入を決定した。政府の最高意思決定機関としては、5名からなる最高評議会(GPCから3名、YSPから2名)が設置され、その議長(北のアリー・アブドラー・サーレ八大統領)が大統領、副議長(南のアリー・サーレム・バイド YSP書記長)が副大統領とされた。GPC・YSPによる連立内閣の下、首相には南のアッタース最高人民会議幹部会議長(大統領)が就任し、大臣・次官ポストは南北出身者がそれぞれ同数を占め、それはすべての省において南北出身者による組み合わせとなった。

憲法公布と第1回総選挙

翌1991年5月に憲法は国民投票で承認され、正式に公布された。また、同年には政党・政治団体会法(1991年66号法)が施行され、複数政党制に移行した。これにより旧北イエメンのGPCは正式な政党となったが、同時に保守派や左派(ナセル主義やバース主義)が分離して新党を結成し、その大政翼賛的な性格を失った。旧南イエメンにおいても複数の新党が結成され、政党数は一時40を超えた。92年には選挙法(1992年41号法)が施行され、93年4月に第1回総選挙(301議席、任期4年)が実施された。選挙結果は、サーレ八大統領を党首とするGPCが123議席で第一党であったが、YSPは57議席で第三党に転落した。代わって第二党となったのは、62議席を獲得したイエメン改革グループ(イスラーハ)であった。これは、GPCから離脱した保守派の

議員が北のハーシド部族連合長アブドラー・ビン・フサイン・アハマルを党首に迎えて結成したもので、旧北イエメン北部の部族勢力と南部のウラマー層(ムスリム同胞団系といわれる)が合体した、イスラーム主義の立場をとる政党(いわゆるイスラーム政党[小杉 2002, 21-27])であった。

1993年第1回総選挙では、いずれの政党も過半数に達しなかったため、サーレ八大統領はGPC・YSP・イスラーハによる三党連立内閣を発足させた。最高評議会はGPCとYSPが各2名にイスラーハが1名、閣僚はGPCが15名、YSPが9名、イスラーハが6名となり、首相はYSPのアッタースが留任し、議会の議長にはイスラーハ党首のアハマルが選出された。これは統一間もない政治状況のなかで、挙国一致態勢を確立しようとしたものであったが、それは逆に「政治危機」と呼ばれる事態を招く結果に陥った。

政治危機から内戦へ

YSPは、党中央委員会で社会主義放棄を決定したものの、党内の不一致から党大会を開催できず、その左派的傾向を強く残していた。それゆえ、保守的なイスラーハとはもともと水と油の関係であったが、連立政権で共に政策に関わるようになると、一気にその対立関係が表面化した。旧北イエメンでは、ハーシドおよびバキールと呼ばれる二つの部族連合を中心とする北部の部族勢力に対し、サーレ八政権が長く優遇・懐柔政策を続けていた。部族勢力はその民兵力を背景に大きな政治的影響力を有しており、政権の維持には彼らの暗黙の了解が不可欠とされている。YSPがこの部族勢力優遇に反対して急進的な政治改革を求め、それにイスラーハが強く反発したことが、対立の主たる要因で

あるといわれる。この対立は、イスラーハ支持者によるYSP幹部への襲撃事件を続発させ、1993年8月にベイド副大統領が職務放棄してアデンに引きこもったことから、「政治危機」に発展した。

「政治危機」に対してはさまざまな和解や仲介が試みられたが、その最中にも各地に駐屯する旧南北の軍部隊間で武力衝突が頻発し、結局彼らは翌1994年5月に内戦に突入してしまう。アッタース首相らのYSP最高幹部はアデンのベイド副大統領に合流し、南イエメンの分離・独立(イエメン民主共和国)を宣言した。しかし、YSP議員の大半はサナアに残り、旧南イエメンでもアビヤンやハドドラマウトなどの各地方が、彼らに同調しなかった。サーレ八政権は優勢を保ちつつ戦局を進め、7月にベイドらが国外に逃亡して、内戦は2カ月で統一維持派の勝利に終わった。内戦に際し、YSPは連立政権からはずれ、党本部を含む資産を凍結されたが、その政党活動やサナアに残留した議員53名の身分および政治活動は維持された。

第2回総選挙

内戦終結後の1994年9月、議会は憲法を改正し、翌10月にサーレ八を大統領に選出した。改正憲法では最高評議会在廃止され、大統領制の導入およびその権限強化(副大統領を大統領の任命とするなど)、大統領公選制の導入がなされるとともに、シャリーアを法源とする規定や諮問評議会の導入、地方評議会・地方選挙の導入(後述)などが新たに盛り込まれた[松本 2001a]。ただし、この時の議会による憲法改正および大統領選出は、内戦後の非常事態による例外的措置とされ、議会による承認のみで国民投票は行なわれなかった。サーレ八大統領は、旧南イエメ

ン出身のアブドゥラッポ・マンスール・ハーデー(1986年アデン内戦で敗退し、旧北イエメンに亡命後GPCに参加)を副大統領に指名し、GPCとイスラーハによる二党連立内閣を成立させた。

1997年4月、任期満了に伴う第2回総選挙が実施され、301議席中GPCが過半数の188議席(65議席増)を獲得し、初めて単独政権を樹立した。イスラーハは9議席減の53議席にとどまり、YSPは党資産凍結の継続などに抗議して、選挙をボイコットした(無所属で4候補が当選)。

総括

ここまでの時期を総括すれば、それは以下のようなだろう。統一に際して対等合併を確立したGPCとYSPは、民主化を導入しても両党による連立態勢を維持できるものと疑いなく考えていた。しかし、1993年第1回総選挙の結果はその予想を裏切り、イスラーハが第二党に躍進した。GPCとYSPの二党連立でも議会の過半数を占められたにもかかわらず、両党はイスラーハを加えた三党連立による挙国一致態勢を選択した。この選択については、統一まで一党支配を続けていた両党が、強力な野党が存在する政局というものを経験したことがなかったため、政局の安定のためのいわば「安全策」として、また「大政翼賛」的な政治体制・状況を好んで用いてきた過去の行動パターンに準じる策として認識されたことが、その基本的な背景や理由と考えられる。

しかし、GPCとYSP両党の目論見は再び裏切られる。イスラーハとYSPの対立は政権内部で生じたことによりむしろ深刻化し、YSPが態度を硬化させていく過程で、GPCは当初のYSP寄りの立場または両者の仲介を行なう立場から、イスラーハ寄りの立場に転じていった。この対

立は内戦にまで発展し、三党連立という「安全策」はまったくの裏目に出た結果となってしまふ。内戦後もGPCとイスラーハの連立は続くものの、1997年第2回総選挙の結果は、GPCの単独過半数獲得に終わる。予想と異なる第1回総選挙結果や内戦の遠因となった三党連立という、深刻な失敗や苦い経験を経て、GPCは単独政権という安定期を、97年からようやく迎えることになったのである。

2. 1997年以降の展開：安定期

大統領公選制

1999年9月、イエメンで初めての大統領直接選挙が実施され、現職のサーレ八大統領が当選を果たした。大統領公選制は、上記した94年の憲法改正で導入されたもので、それは以下のように規定されている。大統領は任期5年で三選禁止。大統領候補は議会が指名するが、その指名には議会定数の10%以上の議員による推薦が必要であり、かつ議会は2名以上の候補者を指名しなければならない(信任投票の禁止)。

これらの規定に基づき、議会は大統領選挙の候補者指名の作業に入ったが、最大野党のイスラーハは候補者を出さない決定を行ない、YSPと他の野党は「政府・GPCより議員に対し、YSPから大統領候補を出さないよう圧力があつた」として、選挙のボイコットを表明した。結局、GPC議員が推薦して指名された現職のサーレ八大統領と、無所属議員が推薦して指名されたナジーブ・カハターン・シャービー(1967年南イエメン独立時に初代大統領となり、69年に失脚したカハターン・シャービーの息子)の候補者2名による選挙となった。しかし、旧南イエメンの利益代表といったかたちで擁立されたものの、

政党や団体の基盤を持たないナジブ候補者には支持が集まらず、選挙自体は完全な「無風」と化して、サーレ八大統領が有効投票数の96.3%を獲得して再選された。

地方自治法公布

翌2000年1月に地方自治法が公布され、また11月には憲法改正案が議会で可決された。地方自治法は、1994年改正憲法において規定された地方評議会(majlis al-mahalliyyah)の設置を受けて立法化されたもので、それは以下のように規定している。州知事(wakil)およびムディール(mudir, 州より下位の行政区画ムディーリーヤの長)はそれまでどおり中央政府により任命され、それぞれの地方評議会の議長を務める。州評議会の議員は、州を構成する各ムディーリーヤから1名ずつが選出される。ムディーリーヤ評議会の議員は、住民の規模に応じ17～27名が各ムディーリーヤにて選出される(任期は共に4年)。両評議会はそれぞれ、その選出議員のなかから事務総長(amin 'amm)を選出する。地方評議会には条例などの立法権はなく、その職務は当該行政区画における開発計画等の決定や予算の承認および監査であり、事務総長がそれらに関わる準備や調整を担当する[Yemen 2000; 松本2001b]。この地方評議会は行政機関の一部として、地元の民意を地方行政に反映させる、もしくは地方行政を監督するためのものと位置づけられている。

憲法改正

2000年8月には、大統領より議会に対し憲法改正が提案された。議会はその審議を続け、同年11月に憲法改正案を賛成多数で可決した。その内容は、大統領および議会議員任期の2年延長(それぞれ5年から7年, 4年から6年), 大統領

の議会解散権強化, 諮問評議会の拡充, 自由主義経済体制の明記などであった[Yemen 2001]。諮問評議会(majlis al-shura)は立法機関ではないが、議会に準ずるものとされる。これは、1994年改正憲法でその設置が規定されたもので、有識者が大統領および議会に対し必要な提言を行なう機関とされた(憲法改正後にそのメンバー59名が大統領より任命)。改正案ではそのメンバー数(111名に増加)および職務が拡充され、各種の提言とともに、議会との合同会合において大統領選挙候補者の指名や開発計画の承認, 条約の批准を行なうこととなった。大統領候補者は議会議員の10%(31名)以上の推薦を必要とし、議会は2名以上の候補者を指名しなければならないことは先に述べたが、改正案において、その規定は議会と諮問評議会の合同会合メンバーの5%(21名)以上の推薦と候補者3名以上に変更された(大統領選挙において過半数を獲得した候補者がいない場合は、上位2名による決選投票を行なう規定に変更なし)。

憲法改正を安易にかつ頻繁に実施することは、中東地域の多くの国に見られる傾向ではあるが、この時イエメンにおいて、1994年改正憲法に再度改正を加える必要性がどれだけあったかは疑わしい。結局のところ、サーレ八現大統領の後継者が確定せず、彼の指導力に代わるべき存在もいないことから、その任期を延ばすことを最大目的とした改正であったといえる。

初の地方選挙と第3回総選挙

2001年2月、憲法改正案に関わる国民投票とイエメン初の地方選挙が実施された。州レベルの評議会選挙では、総数426議席のうちGPCが69%を占め、以下イスラームが19%、YSPが4%、無所属が7%を占めた。ムディーリー

ヤ・レベルの評議会選挙でも、総数6734議席のうちGPCが60%を占め、イスラーハが23%、YSPが4%、諸派(6党)が1%、無所属が12%を占めた。州およびムディーラーヤ共に、GPCの圧勝であった。国民投票での憲法改正案承認を受け、サーレハ大統領は同年4月に、諮問評議会メンバーを任命している。

2001年改正憲法により議会の任期が2年延長となったことから、第3回総選挙は2003年4月に実施された。GPCは全301議席中229議席を獲得して圧勝し、以下イスラーハの45議席、YSPの7議席、諸派(3党)の6議席、無所属14議席と続いた。政権与党GPCの41議席増に対し、最大野党イスラーハは8議席減となり、またYSPの巻き返しもならなかったことから、サーレハ大統領率いるGPCの安定政権がより固定化された結果となった。

テロとの戦い

しかしながら、その一方で「テロとの戦い」が、イエメンに新たな問題を生じさせている。2001年9.11米同時多発テロ事件の後、サーレハ大統領は同じ年の11月に訪米して、ブッシュ大統領との会談で「テロとの戦い」への支持を表明し、アメリカ側もテロ対策への資金援助と対テロ部隊訓練のための軍事顧問団派遣を行なった。同年12月から、イエメン国内で過激派への掃討作戦が開始されたが、これは内陸部各地で地元部族との混乱や衝突を招いた。このようなアメリカの軍事顧問団受入れや掃討作戦に関わる地方での軋轢がイラク戦争と重なり、2003年総選挙でのGPC支持に影響を与えるとの観測もあったが、選挙結果を見るかぎり、投票にそのような影響があったとは考えられない。しかし、掃討作戦とともに、各地で過激派およびその支

援者・関係者と目される多くの人々に対する拘束も行なわれた。これについてはイエメンの人権団体などが、治安当局が裁判所の逮捕状なしの拘束や裁判が行なわれないままの長期間の拘束を行なっているとして、政府に対する批判を強めている[Lawless 2004, 1257]

II イエメンの民主化に関わる既存の評価

以上のようなイエメンの民主化事例に対する考察を試みるにあたり、これまでの評価を整理しておきたい。既存の評価については、イエメンに限らず他の途上国も含めて、民主主義または民主化に関わる政治状況やレベルを、世界的規模のなかで各国ごとに位置づける場合と、対象国のみを個別的に評価する場合の、二つに大別することができよう。表1は前者の場合であり、フリーダムハウスと米メリーランド大学に設置されているPolity IVプロジェクトによる世界各国への評価から、中東諸国のケースを抜き出し、参考のためにロシア、インドネシア、マレーシア、シンガポールを加えたものである。

フリーダムハウスは、政治的権利と市民的自由を7段階に分け、1を最高、7を最低として、その平均値が2.5以下の場合をFree、3.0以上5.5未満の場合をPartly Free、5.5以上の場合をNot Freeと格づけしている(たとえば政治的権利が6、市民的自由が4ならば、平均値は5なのでPartly Free)。Polity IVは、民主的側面を10が最高で0が最低、独裁的側面を-10が最高(最も独裁的)で0が最低と10段階に分け、両者を加算した評価数値によって各国を格づけしている(たとえば民主的側面が7、独裁的側面が-4ならば、加算して+3)。

表1 世界的規模での民主化評価における中東諸国の位置づけ

	フリーダムハウス (2003)			Polity IV (2003)		
	政治的権利	市民的自由	自由度	民主的	独裁的	評価数値
モロッコ	5	5	Partly	0	-6	-6
アルジェリア	6	5	Not	1	-4	-3
チュニジア	6	5	Not	1	-5	-4
リビア	7	7	Not	0	-7	-7
エジプト	6	6	Not	0	-6	-6
スーダン	7	7	Not	0	-6	-6
ヨルダン	5	5	Partly	2	-4	-2
シリア	7	7	Not	0	-7	-7
レバノン	6	5	Not	中断	中断	中断
イラク	7	5	Not	中断	中断	中断
イエメン	5	5	Partly	1	-3	-2
サウジアラビア	7	7	Not	0	-10	-10
クウェート	4	5	Partly	0	-7	-7
カタール	6	6	Not	0	-10	-10
バハレーン	5	5	Partly	0	-7	-7
アラブ首長国連邦	6	6	Not	0	-8	-8
オマーン	6	5	Not	0	-8	-8
イラン	6	6	Not	4	-1	+3
トルコ	3	4	Partly	8	-1	+7
イスラエル	1	3	Free	10	0	+10
ロシア	5	5	Partly	7	0	+7
インドネシア	3	4	Partly	8	-1	+7
マレーシア	5	4	Partly	4	-1	+3
シンガポール	5	4	Partly	2	-4	-2

(注)(1)Polity IVにおいてレバノンとイラクが「中断」と記されているのは、前者がレバノンにおけるシリアの実効支配を、後者が2003年イラク戦争以降の状況を理由として、評価を控えているためである。

(2)すでにFreedom Houseの2004年版が発表されているが、Polity IVのそれは発表されておらず、比較のために両者の2003年版を用いた。Freedom House 2004年版の中東諸国ではモロッコ、エジプト、ヨルダン、カタール、トルコの市民的自由が1ずつ改善している。

(出所)[Freedom House 2004],[Polity IV 2003]から筆者作成。

フリーダムハウスとPolity IVの格づけの間には、アルジェリア、クウェート、バハレーン、イラン、トルコに違いが見られるが、イエメンへの評価については、中東地域のなかでは両者共に高い位置を示している。しかし、地域のなかで上位に位置するとはいえ、イスラエルを除く中東地域全体が低い評価を受けているため、イエメンもまた、世界的規模では下位に属する。

たとえばフリーダムハウスでは、イエメンはロシアと同じ評価であり、Polity IVでは、シンガポールと評価数値が同じとなっている。

フリーダムハウスにおけるイエメンの評価を時系列的に見てみると、1990年統一以降「5,6」であったが、92年に「6,4」、93年に「4,5」となり、94年以降再び「5,6」に戻り、2001年に「6,6」、2002年に「6,5」、2003年に「5,5」と

なっている。これらの変化を概観すれば、93年の第1回総選挙は評価されたが、94年の内戦で評価が低下し、97年の第2回総選挙は評価されず、2001年の憲法改正によりさらに低下したが、2003年の第3回総選挙が評価されて、現在の数値となっている。2003年の評価については、「イエメンは2003年総選挙において、民主主義への移行を継続するためのメカニズムと構造を改善させる小さな一歩を進めた。しかし、完全な民主主義のシステムの構築について、政権与党は自らの能力に懐疑的であり、これがより持続的な進歩を妨げている。」と述べている [Freedom House 2004]

Polity IVは、上記の評価を導き出す作業のひとつとして「行政府の選出」、「行政府による抑圧」、「政治参加」の三つの項目につき、それぞれ10段階評価(10が最高で1が最低)を行なっている。そのイエメンに対する2003年の評価は、第1の項目が5で「内部決定からの緩やかな移行」、第2の項目が2で「弱い制限」、第3の項目が6で「部分的または制限された競争」となっている(注1)。その主な理由としては、大統領公選制は機能しているが、現職のサーレ八大統領に対する批判勢力が育っていない。野党の活動に寛大であるものの、政権与党であるGPCの実質的な一党体制であり、司法の独立も不十分である。選挙際には多くの暴力事件が発生するといった問題が、指摘されている [Polity IV 2003]

これらとは別に、アメリカのNational Democratic Institute for International Affairs(NDI)も、途上国一般への民主化支援を行なう上で、各国の現状に対する評価も行なっている。上記二者のように共通の基準による各国ごとの評価を行

なっているわけではないが、イエメンに事務所を設置して、選挙などに関するサーベイや提言を実施している。その2003年総選挙に関するレポートは、投票に関わる暴力事件などを批判し、選挙結果に対する異議申し立て・選挙区の人口格差・選挙人登録制度の欠陥・報道メディアに対するガイドライン・選挙における軍の役割などを是正する選挙法およびその手続きの改正、個人による意思決定の重要性を強調する教育的キャンペーンの実施などを提言している。しかし、その一方で「2003年総選挙は、イエメンの政治的發展にとって重要な一歩」であり、「イエメンは多元主義と政治的競争のレベルに関して、周辺諸国のなかでユニークな存在である。」と述べている [NDI 2003, 2]

これら世界的な規模や視野からのイエメン民主化事例への評価は、1990年統一以降の民主化に関わる変化や努力を肯定的にとらえ、制度や法律に関する欠陥も少なく、選挙自体も公正に実施されているとする一方で、選挙でのサーレ八大統領やGPCの圧勝、部族社会といった伝統的な要素、投票所での暴力事件などに関わる政治状況から、民主化や自由化が未だ望ましいレベルには達していないという判断を下している。このような見方は、基本的にイエメンの事例を個別的に評価する場合とも重なるが、以下に見る個別的な分析・研究の方が、より具体的で幅の広い議論や評価を示している。

たとえば、イエメンにおける小選挙区制は、一般に民主化や自由化にとっての問題や障害と見なされる傾向にある。イエメンの総選挙は301議席すべてが小選挙区で行なわれている。小選挙区制のみによる選挙は大政党に有利であり、しかもイエメンには、選挙結果第1位の候

補者の得票が過半数に満たない場合の上位2名による決選投票という規定がない。それゆえ、1回の投票のみですべての当選者が決まるため、死票が非常に多い。事実、イスラーハの得票率は全体としては過去3回で1.5%しか落ちていないのに、議席数は17も減少している(議席占有率にして5.6%の縮小)。逆にGPCの場合は、全体の得票率が18.1%の伸びであるのに対し、議席数は106も増加している(議席占有率にして35.2%の拡大)[Yemen 2004]。仮に死票の少ない比例代表制を導入した場合、GPCとイスラーハの議席数の差は、現状よりも大幅に縮小されることは明らかである。この小選挙区制に関してSaif(2001, 154)は、「高い非識字率と相まって、小選挙区制は選挙民が個人的関係(personal basis)で候補者を選ぶ傾向を助長させ、それは無所属の議員が多いことにつながっている」と批判している(注2)。

イエメンの部族社会と民主化との関連も、議論的となっている。1988年北イエメン総選挙においては約30%、統一後の総選挙においても約20%の当選議員が部族長(shaykh)である[Zāhiri 1996, 188; Saif 2001, 191]。他の職業を兼ねる部族長やその親族が当選している例も多く、その場合は議員の職業として部族長とは記されないから、議会と部族社会との関わりは、この数字よりもさらに大きいと考えられる。部族社会は、世界的規模での評価では消極的な側面としてとらえられていたし、既述の投票所での暴力事件に関しても、部族社会がその背景となっている例が存在することは事実である。

しかしながら、部族社会については、それがイエメンの市民社会形成に大きな役割を果たしているとする評価もある。Carapico(1998, 11-12)

は、伝統的な部族社会に見られる法の遵守や相互扶助、社会的活動への参加という精神が、協同組合や政党の成立・活動の背景となっていると述べている。その延長線上に、選挙への参加や議会・地方評議会への進出があるとするならば、イエメンの民主化は現状の変革であると同時に、伝統主義的なメンタリティをその基盤に含むものであると考えられる。

また、イエメンの民主化過程を「制度的な機能が不十分でありながら持続力のある体制と、動員された市民との間で、繰り返される政治的駆け引き」と見るWadeen(2004, 247, 273)は、国家の統一性や安定性を民主化の前提条件とする一般的な理論に対し、イエメンは「国家が脆弱で国民意識が希薄であるがゆえに、活力ある政治活動や市民の経験が拡大する」という逆の事例を示していると述べている。これは部族社会そのものに関わる評価ではないが、部族的または地方的な側面を含めた、国民意識以外のアイデンティティや政治的関心が、民主化や市民社会を促進しているというユニークな見解といえる。さらに、Schwedler(2003, 97)は「政治的自由化の最大の障害は、イスラーム過激派でも部族長でもない。それは、むしろ体制自身であり、既存の利益配分ネットワークのなかで肥大化する官僚たちと、地域経済への支配力を失うことを恐れる地方の名士たちによってもたらされている。」として、部族社会といった社会的基盤に関わる問題よりも、政権が持つ構造的な問題を重視している。

一方、議会や議員に関しては、1997年第2回総選挙まで、議員の執務室やスタッフなどの施設面での不備が深刻であり、議員の学歴や能力も低かったことから、その機能を十分に果たし

ていなかったが、第2回総選挙のあと、議会は
その機能を拡大しはじめたとの指摘がある
[Baaklini, Denoeux and Springborg 1999, 215-219]
94年内戦後の97年第2回総選挙は、YSPのボイ
コットや投票率の低下(93年第1回総選挙の81%
から57%に下落)などから、相対的に評価は低い
が、実はこの第2回総選挙を境として、議会の
施設面での改善が進み、議員の活動も活発とな
っている。そのような状況のなかで、依然とし
て法案の提出は大統領によるものが多いもの
の、議会が議員の政治的な基盤となり、議員の
みならず、場合によっては議長を含めて、議会
が政府と対抗するような力を持ち始めている
といわれる。

以上のように、世界的規模にしる、個別的な
研究にしる、実にさまざまな評価がイエメンの
民主化事例に対して示されている。ただし、こ
れらを俯瞰した場合、ひとつの共通性を見てと
ることができる。それは、「民主主義や市民社
会が実現しているとは言い難いが、それは形成
の方向に向かって進行している。」という評価で
ある。上記のCarapico(1998, 210)は「イエメン
が相対的に、より開かれた社会となっているこ
とは事実である。」と述べ、小選挙区制を批判し
たSaif(2001, 112)は「民主的な経験は受容され
ているが、未だ政治的多元主義の段階に達して
いない。」と述べている。政権の構造的な問題に
言及したSchwedler(2003, 97-98)もまた、「イエ
メンはすでに、他のアラブ諸国よりも進んだ複
数政党制や相対的に自由なプレス、活気に満ち
た公共の空間を手に入れている。」とした上で、
「今後の民主化の進展は、サーレ八体制の手に
委ねられている。」と記している。このような評
価は、NDIなどの世界的規模や視野による評価

とも通じていよう。

しかし、「より自由な状況への形成の過程に
ある」という見方は、民主化を実施した途上国
であれば、どこにでも当てはまる。もちろん、
各事例間の「程度の差」は重要であるが、それ
を明示することはきわめて難しい。イエメンに
おける民主化以降の政治変化は、どのような方
向性を示しているのか。また、それは他の事例
と比べて、どのような個性と共通性を有して
いるのか。その答えは、世界的規模での格づけ
やイエメンのみを対象とする議論からは得られ
ない。おそらく、それは議論のための何がしか
の一般性を設定した上で、イエメンの個性を
論じるようなアプローチによってのみ、可能と
なろう。

Ⅲ 政党制の位置づけ

イエメンの事例を国際的・地域的な民主化の
なかに位置づけ、他の事例との比較を可能とす
るような一般性を備えた評価とは、いかなるも
のなのだろうか。筆者はここで、そのための試
論としてサルトーリによる政党制の分類を援用
し、過去3回の総選挙結果とそれぞれの政治状
況から、イエメンの政党政治に対する評価を示
してみたい。無論、政党制に関わる議論は多岐
にわたるが、サルトーリの理論は最もよく知ら
れているもののひとつであることと、紙幅の制
約を理由として、ここではサルトーリの政党制
の分類のみから、議論を行なうこととする。

GPCは支配政党か

まず、GPCが「支配政党(dominant party)」で
あるか否かを確認する。支配政党は一般に用い
られる概念だが、サルトーリによれば、それは

表2 過去3回の総選挙結果（議席数：得票率：議席占有率）

	1993			1997			2003		
	議席数	得票率 (%)	議席占有率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席占有率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席占有率 (%)
GPC	123	40.1	40.9	188	43.0	62.5	229	58.2	76.1
イスラーハ	62	23.9	20.6	53	23.0	17.6	45	22.5	15.0
YSP	57	25.9	18.6	0 (ボイコット)			7	4.8	2.3
諸 派	12			5			6		
無 所 属	46			53 (YSP系4)			14		

(出所)[Yemen 2004] から筆者作成。

政党制を意味しない。支配政党とは、「ある一つの政党が他のすべての政党を圧倒的に引き離している時、この政党は他党に比べて抜群に強力であるという意味で支配的」であることを指しており、得票率で他の政党に10%以上の差をつけていることを、その条件としている[サルトーリ2000, 323-324]。つまり、競合の結果が、制度や運用の問題に起因するかは別として、ある時点で圧倒的に優勢な政党を支配政党としている。表2は、過去3回の総選挙結果および主要3政党の得票率・議席占有率である。

3回の総選挙において、GPCはいずれも第二党のイスラーハに、得票率で10%以上の差をつけている。それゆえ、サルトーリの議論における支配政党にあてはまる。しかしながら、1993年第1回総選挙におけるGPCの獲得議席は、過半数に達していない。仮にGPC以外の政党や無所属が連立に合意すれば、GPCは野党に転落することになる。第二党の倍の議席を獲得したことから、主導的な位置を占めることは確かだが、いずれかの勢力と連立を組まねばならず、「圧倒的に優勢」であるとは言い難い。このため、93年総選挙においては、GPCを支配政党と見な

すことはできない。

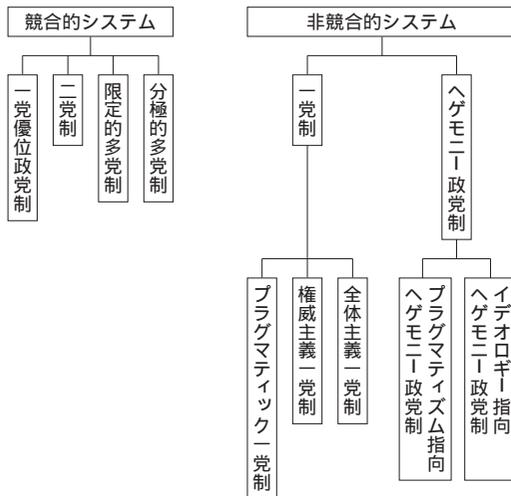
1997年第2回総選挙から、状況は一変する。GPCのイスラーハとの得票率の差は16%から20%に拡大し、2003年第3回総選挙では35%に達した。既述した小選挙区制のため、その議席獲得数は得票率の差を大きく上回り、97年でイスラーハの3.5倍、2003年では5倍に達している。それゆえ、97年以降のGPCは、明らかに支配政党となったといえる。

サルトーリによる政党制の分類

次に、イエメンの政党制は、サルトーリによる分類のなかのいずれに相当するかについて考えるにあたり、まずサルトーリの分類について述べる。

サルトーリは政党制を、競合的システムにおける分極的多党制(polarized pluralism)、限定的多党制(limited pluralism)、二党制(two parties system)、一党優位政党制(predominant-party system)および非競合的システムにおける一党制、ヘゲモニー政党制に分類する。さらに、後者のシステムにおける一党制を全体主義一党制(one-party totalitarian)、権威主義一党制(one-party authoritarian)、プラグマティック一党制

サルトーリによる政党制の分類



(one-party pragmatic), ヘゲモニー政党制をイデオロギー指向ヘゲモニー政党制 (ideological-hegemonic party) とプラグマティズム指向ヘゲモニー政党制 (pragmatic-hegemonic party) のサブタイプに分ける。

分極的または限定的多党制は複数の政党が競争するシステムであり、影響力の大きい政党 (relevant party, 有意政党) が5もしくは6以上あれば分極的, 3~5であれば限定的と分類される。二党制はアメリカに代表されるシステムであり, 一党優位政党制とは競争的な選挙のなかで, 「その主要政党が一貫して投票者の多数派 (絶対多数議席) に支持されている政党制である」 [サルトーリ2000, 227-323, 328]

全体主義一党制は独裁であり, 権威主義一党制は全体主義一党制と同様にイデオロギー型問題解決法をとるが, 部外者の政治活動を制限するにとどまり, 部外者の存在自体は残る。プラグマティック一党制にイデオロギーの正当化はなく, プラグマティックな問題解決法をとり,

排他ではなく吸収・集約の傾向を持つ [サルトーリ2000, 368-375]。ヘゲモニー政党制は, 複数政党制ではあるが, 一つの政党以外は小党のみが存在する政党配置であり, それは「公式上も事実上も権力をめぐる競争を許さない。ヘゲモニー政党以外の政党も存在することを許されるが, あくまでもセカンド・クラスの政党, ライセンスを受けた政党としてのみ許されるだけである」。そして, 排他的な性格が強いヘゲモニー政党をイデオロギー指向ヘゲモニー政党制, 吸収的・集約的性格が強いヘゲモニー政党をプラグマティズム指向ヘゲモニー政党制と呼んでいる [サルトーリ2000, 381-392]

イエメンの政党制

イエメンの政党制をサルトーリの分類によって見てみると, 1990年統一以前では, 南イエメンがYSPの一党制であったが, 最高人民会議などの選挙において無所属候補の立候補および当選が認められていたため, これは権威主義一党制に相当する。北イエメンでは政党が禁止されていたが, GPCを実質的な政党と見なせば, それは国内各勢力を糾合する大政翼賛的な組織であったため, プラグマティック一党制と呼べる。それが, 統一に伴う複数政党制および普通選挙導入の結果, 93年総選挙において限定的多党制に移行したと考えられる。すでに指摘したとおり, その選挙結果は旧南北イエメン与党の予想や目論見に反するものであり, イスラーム躍進の結果, 主要3党による政党政治が出現した。この時点でのGPCを支配政党としなかったことと同じ理由により, ここにヘゲモニー政党制や一党優位政党制を見出すことはできず, 状況は限定的多党制に最も近いと判断できる。これら3党は共に連立を組んだため, その政党政治

は政権内のものとなったが、そこでYSPとイスラームの対立が生じ、これが94年内戦に発展した。

内戦によりYSPは主要政党としての影響力を失い、GPCとイスラームによる二党連立が成立したため、内戦から第2回総選挙までの時期は、変則的な二党制であったと見なすことができよう。しかし、1997年の総選挙によって、この二党制は崩れることになる。GPCとイスラームは公式な選挙協力を行なわなかったが、実際には両党の候補者が競合する選挙区は少なかった。にもかかわらず、イスラームは最大の票田であった旧北イエメン南部で議席を大幅に失い、逆にGPCは旧南イエメンで多くの議席を獲得した。これにより、GPCは支配政党となり、その傾向は2003年総選挙で定着した。

ここで問題となるのは、現在のイエメンはGPCの一党優位政党制なのか、それともプラグマティズム指向ヘゲモニー政党制であるのかということだが、その双方の側面を指摘できるため、この判断は難しい。一党優位政党制である側面は、選挙における競合性が保たれている点である。イエメンの選挙には問題が多々あるが、それらは全体的な選挙結果を左右するものとはいえず、結果に決定的な影響を及ぼす制度的な欠陥や運用面での作為的な操作は見当たらない。イエメンの選挙が、いわば「許容範囲」にあることは既存の評価に共通しており、競合的な選挙であれば、選択肢は一党優位政党制のみとなる^(注3)。

しかしながら、確かに競合性は制度上も運用上も保たれているのだが、実質的には競合が存在しない状況となっている。その理由はGPCよりも、むしろイスラームにある。イスラームは

「セカンド・クラス」の政党でも「ライセンス」のみの政党でもないが、同時に「純然たる野党」とも言い難い。イスラームは保守政党として、基本的に現サーレハ政権を支持する勢力なのである。1997年に野党に転落してからも、イスラーム党首のアハマルは議会の議長に選出され続けているし、99年大統領選挙においては立候補者を自党から出さず、サーレハ支持に回った。また、2003年総選挙ではアハマル党首がGPCからも公認を受け、両党に属するというかたちで立候補し当選している(表2ではイスラームに含めた)。イスラームの得票率はほぼ横ばいであり、イスラーム政党としての動員力も大きい。しかし、その動員力が今以上の集票力に結びつかないところが弱点とされる。日常では、イスラームに支持や共感を示す旧北イエメン北部の部族社会ですら、地方の有力者レベルではGPCとの人脈がより強い。GPCとイスラームは政治的な旗幟に大きな差がないため、地元有力者や一般の有権者は選挙の際に、現在の利権配分や利害関係に深く関わっているGPCに投票するといわれている。

イスラームはGPCの「衛星政党」とはいえないが、同時に少なくとも現時点において、GPCとの二党制を形成したり、総選挙において政権を獲得したりする可能性は非常に小さい。このことから、GPCは実質的なヘゲモニー政党であり、その設立時から持っている大政翼賛的性格を吸収的・集約的傾向と考えれば、それはプラグマティズム指向ヘゲモニー政党制に分類されよう。けれども、このGPCの強さはあくまで現在の政治状況に起因するものであり、政治制度やその運用に依存するものではない。それゆえ、筆者は選挙における競合性を優先して、現在の

イエメンを一党優位政党制に分類する。

そうであるならば、イエメンの政党制は民主化以降に、政党間の「競合的システム」の度合いを下げていることになる。競合的な選挙の結果として一党優位政党制であるならば、それは民意の反映である。しかし、一党優位政党制は多党制よりも政党間の競合が小さい状況を意味している。それは、支配政党の分裂などにより二党制や多党制に向かう可能性もあるが、イエメンのGPCは競合的システムのなかで、ヘゲモニー政党の側面をより強めていく方向性を示しているといえよう^(注4)。

おわりに

民主化後におけるイエメンの政党政治は、1993年の限定的多党制から97年以降の一党優位政党制への変化ととらえることが可能である。そして、GPCが支配政党である状況は、ますます強化されている。これが、政党制の位置づけから見た、筆者によるイエメン民主化への評価である。イエメンの政党制に関わる分類には、他にも異なる判断や筆者への異論もあろうが、そのような議論は政党制に関わる範囲のなかで行なわれるため、論点や評価を絞り込むことができよう。ここでの分類は、イエメンの民主化以降の展開に関わる通時的な比較であったが、他国の事例についても同様な作業を行えば、同じ枠組みや基盤の上に各事例間の共時的な比較も可能となろう。既存の評価に見られる多様性にも、もちろん意義は存在するが、政党制の位置づけといったアプローチは対象国の時系列的な変化にも、複数の事例間の比較にも、より有効であると考ええる。

ただし、限定的多党制からGPCの一党優位政党制への移行という筆者の評価は、総選挙や地方選挙におけるGPCの圧勝という結果には当てはまっても、その理由を説明するものではない。選挙の競合性が保たれているのであれば、GPC圧勝の要因はサルトーリの理論とは別に、考えなくてはならない。筆者はその要因を、1993年総選挙における主要3党はイエメンの「社会的亀裂(social cleavages)」に対応した政党であったが、その後GPCが「包括政党(catch-all party)」化したためではないかと考えている。イエメンの社会的亀裂とは、社会を分かち複数の亀裂が重なり合う地方間対抗軸(旧南北イエメンや旧北イエメン内の北部と南部など)を意味し、包括政党とは特定の階級や集団に依存せず、常に選挙での最大得票を第一目標として、より広範囲な有権者全体のコンセンサスや要望に応えようとする政党を意味する。しかし、そのための議論には、州別得票率の変化などを確認する必要があるため、これは別稿に譲りたい。ここでは、GPCの支配政党強化または包括政党化に関連すると思われる、最近の状況を二つ指摘して稿を終わりたい。

現職のサーレ八大統領は、統一前の旧北イエメンで1978年に大統領に就任以来、ずっとその職を続けている。94年改正憲法で大統領制が明記され、三選が禁止されたため、その任期によりやく制限が設けられた。筆者は、この94年以降が改正憲法下での大統領任期第1期であり、99年大統領選挙後の現在が第2期であると考えていた。しかし、イエメンでは現在、99年大統領選挙で当選してからが第1期であるとされている。既述した内戦後の非常事態を理由とする94年の議会による大統領選出は暫定的なもので

あり、改正憲法に規定された大統領選挙で当選した99年以降が、正式な大統領任期ということになっているのである。このことに関するイエメン政府の公式な説明はないが、任期切れに伴う来年(2006年)の大統領選挙に、サーレ八大統領は再び出馬するといわれている。2001年の憲法改正(大統領任期延長)と同様に、サーレ八大統領に代わるべき対抗馬も後継者もないことから、おそらく崩壊的にサーレ八大統領は再選されることになる。積極的であるか消極的であるかは別にして、この判断や展開は野党のイスラーハにも、有権者一般にも受け入れられているように、筆者には見える。

しかし、その一方で、同じGPCに属する政府と議会議員の対立が激しくなっている。先に、1997年以降から議会は政府と対抗する力を持ちはじめたと記した。近年、財政難に伴う補助金の削減が政府から議会に提案されると、野党や無所属のみならず、GPCの議員からも大きな反発が生じた。もともとGPCには公式な政府・与党協議といったものが存在せず、非公式な協議は行なっているのであろうが、政府と与党議員との関係は決して一体のものではない。議員の多くはGPC党员という自覚よりも、むしろ「国民の代表」といった意識が強く、サーレ八大統領を頂点とする政府とは、一線を画する傾向を持っている。それゆえ、支配政党や一党優位といっても、GPC内部には政治的なダイナミズムが常に存在し、その支配は安泰でも無風でもない。これは、政党政治の原則にそぐわない展開であるかもしれないが、GPCが支持を受ける理由のひとつでもあろう。サーレ八大統領の任期やGPC内の政府と議会の対立もまた、民主化への評価の難しさを象徴する場面であるといえる。

(注1) 第2の項目「行政府による抑圧」では、10が最も抑圧的という評価となる。第1および第3の項目は、10が最も自由で公正な状態という評価になるので、第2の項目のみ数字が意味する状態は逆方向の評価となる。

(注2) しかしながら、同じ小選挙区制でGPCは第1回総選挙において過半数に達せず、その後の2回の総選挙においてそれぞれ65議席増、41議席増との変化を見せている。また、無所属の当選議員は明らかに減少傾向にある。制度上の欠陥が大きい場合、選挙結果にこのような変化は生じないであろうから、小選挙区制に民主化に関わる大きな障害を求めることには無理であろう(表2参照)。

(注3) サルトーリは一党優位政党性の条件として、連続3回の選挙で絶対多数議席を確保することを記している[サルトーリ2000, 333]。GPCは、それをまだ連続2回しか経験していないが、他に相当すると考えられる政党制の分類がないため、ここではとらえず一党優位政党制に分類しておく。

(注4) サルトーリは一党優位政党制について、小党は「一党優位政党に対する合法的かつ正当な競合者として存在している」、「長期にわたって同じ政党が(得票率はともかく)絶対多数議席を獲得するのに成功しているのは単なる偶然にすぎないのである」と記している[サルトーリ2000, 328]。イスラーハは明らかに「正当な競合者」であるが、GPCの選挙での圧勝を、「単なる偶然」と見るかどうかについては疑問が残る。

【文献リスト】

日本語文献

- 小杉泰 2002.「イスラームの挑戦か、諸宗教の復興か 現代の宗教と政治を考える」日本比較政治学会編『現代の宗教と政党 比較のなかのイスラーム』早稲田大学出版部。
- サルトーリ, ジョヴァンニ 2000.(岡沢憲英・川野秀之訳)『現代政党学 政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部。
- 松本弘 1997.「イエメンの民主化」『現代の中東』No.27

27-41.

2001a 「イエメン」日本国際問題研究所平成12年度外務省委託研究報告書『中東基礎資料調査 主要中東諸国の憲法 (上)』1-49.

2001b 「イエメンの地方行政 行政区域と地方社会の間」伊能武次・松本弘編『現代中東の国家と地方(Ⅰ)』日本国際問題研究所, 131-155.

外国語文献

- Baaklini, Abdo, Guilain Denooux and Robert Springborg 1999. *Legislative Politics in the Arab World : The Resurgence of Democratic Institutions*. Boulder : Lynne Rienner Publishers.
- Carapico, Sheila 1998. *Civil Society in Yemen : the Political Economy of Activism in Modern Arabia*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Freedom House 2004. *Freedom in the World 2004 : Country and Related Territory Reports*. (<http://www.freedomhouse.org/research/index.htm> 2004年12月9日閲覧)
- Ismā'īl, 'Abd al-Qādir 2001. *Al-Ta'dilāt al-Dustūriyyah fi al-Nizām al-Dustūrī al-Yamanī : Dirāsāt Muqārīnah Tahliyyah*. Ṣan 'ā': Markaz 'Ibādī lil-Dirāsāt wa al-Nashr.
- Izzī, Muṭahhar Muḥammad Ismā'īl al-1998. *Al-Mubādī' al-Dustūriyyah al-Āmma wa al-Nizām al-Dustūrī fi al-Jumhūriyyah al-Yamaniyyah wa Athr al-Ta'dilāt 'alā Nizām al-Ḥukm*. Ṣan 'ā': Dār al-Jāmi'ah al-Yamaniyyah.
- Kibsi, Aḥmad Muḥammad al-1998. *Nizām al-Ḥukm fi al-Jumhūriyyah al-Yamaniyyah*. Ṣan 'ā': Markaz al-Farān lil-Ṣaff wa al-Ikhrāj.
- Lawless, Richard 2004. "Yemen." In *The Middle East and North Africa 2005 (5^{1st} edition)*, 1242-1265. London : Europa Publication.
- Markaz Dirāsāt al-Mustaqaql 1998. *Al-Dīmqrāṭiyyah wa al-Aḥzāb fi al-Yaman : Al-Wāqi' wa al-Āfāq al-Mustaqaqliyyah*. Ṣan 'ā': Markaz Dirāsāt al-Mustaqaql.
- NDI (National Democratic Institute for International Affairs) 2003. *The April 27, 2003 Parliamentary*

Election in the Republic Yemen. (http://www.accessdemocracy.org/library/1701_yem_elect-rep.pdf 2005年1月20日閲覧)

Polity IV 2003. *The Polity IV Country Report 2003*. (<http://www.cidcm.umd.edu/inscr/polity/report.htm> 2005年1月25日閲覧)

Saif, Ahmed A. 2001. *A Legislature in Transition : The Yemeni Parliament*. Aldershot and Burlington : Ashgate.

Ṣaufī, Aḥmad 'Abdullāh al-and 'Ādil al-Sharjabī, 'Abdullāh Salām al-Ḥukaymī, Rajā 'Alī Muqbil, Fa'ād al-Ṣalāḥī 2003. *Al-Taḥawwul al-Dīmqrāṭī fi al-Yaman, al-Taḥaddī wa Istijābah : Dirāsāt Tahliyyah Muqārīnah lil-Intikhābāt al-Barlimāniyyah 93-97-2003*. Ṣan 'ā': Al-Ma'had al-Yamanī li-Tanmiyah al-Dīmqrāṭiyya.

Schwedler, Jillian 2003. "Yemen's Aborted Opening." In *Islam and Democracy in the Middle East*. ed. Larry Diamond, Marc F. Plattner and Daniel Brumberg, 91-98. Baltimore and London : The Johns Hopkins University Press.

Wadeen, Lisa 2004. "Seeing Like a Citizen, Acting Like a State : Exemplary Events in Unified Yemen." In *Counter-Narratives : History, Contemporary Society, and Politics in Saudi Arabia and Yemen*. ed. Madawi al-Rasheed and Robert Vitalis, 247-283. New York : Palgrave Macmillan.

Yemen, 2000. *al-Qānūn Raqm 4 li-Sanah 2000 bi-Sha'n al-Sulṭah al-Maḥalliyyah*. Ṣan 'ā': al-Jumhūriyya al-Yamaniyya.

2001. "Dustūr al-Jumhūriyya al-Yamaniyya." *al-Jarīdah al-Rasmiyyah* Vol.2, No.6, Ṣan 'ā': al-Jumhūriyya al-Yamaniyya.

2004. イエメン最高選挙管理委員会による各選挙・国民投票の結果報告, *Lajnah al-Āliyyah lil-Intikhābāt wa al-Istiftā'*, al-Jumhūriyyah al-Yamaniyyah. (<http://www.scer.org.ye/arabic/indexa.htm> 2004年12月14日閲覧)

Zāhiri, Muḥammad Muḥsin al-1996. *al-Dawr al-Siyāsī lil-Qabilah fi al-Yaman 1962-1990*. Cairo : Maktabah Madbūli.

(まつもと ひろし / 大東文化大学国際関係学部助教授)